

# 堺市出産・子育て応援事業

(国の出産・子育て応援交付金)

堺市では、国の交付金を活用して、すべての妊婦や子育て家庭の相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施しています。

## 伴走型相談支援

妊産婦の方が抱える様々な不安を解消するため、面談やアンケートを行います。

## 経済的支援

出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、妊婦の方に出産応援給付金(5万円)、子どもを養育される方に子育て応援給付金(5万円)をそれぞれ支給します。

### 事業の流れ

- 1 妊娠届出 (母子健康手帳交付)**  
妊娠届出時(母子健康手帳交付時)に、妊婦の方等がお住まいの区の保健センターにて、保健師等による面談(※1)を受けてください。  
※1 出産応援給付金の申請には、妊婦の方の面談が条件になるため、必ず妊婦の方が面談を受けてください。(妊娠届出は代理の方でも可)
- 2 出産応援給付金申請**  
出産応援給付金(5万円)(※2)を申請してください。  
※2 多胎妊娠の場合も5万円の支給になります。  
**申請期限：妊娠期間中**  
**Point** 面談はすべて対面です 給付金には申請期限があります
- 3 アンケート実施**  
妊娠7か月頃に、堺市からご案内する妊娠8か月のアンケートにご協力ください。(※3)  
※3 アンケートの回答内容により、保健センター等からご連絡する場合があります。
- 4 乳児家庭全戸訪問**  
乳児家庭全戸訪問にて、産婦の方等が面談(※4)を受けてください。詳しくは裏面をご覧ください。  
※4 子育て応援給付金の申請には、養育される方の中に産婦がおられる場合は、産婦の方の面談が条件になるため、必ず産婦の方が面談を受けてください。
- 5 子育て応援給付金申請**  
子育て応援給付金(子ども1人あたり5万円)を申請してください。  
**申請期限：生後4か月頃まで**

## 経済的支援について (給付金の支給を受けるためには対象者からの申請が必要です。)

### 対象者

◎堺市に住民登録があり、他の自治体より応援給付金(現金やクーポン等)の支給を受けていない方で、それぞれの応援給付金の申請条件に該当する方

出産応援給付金：妊娠届出時に保健師等の面談を受けた妊婦の方

子育て応援給付金：子どもの養育者(養育者に産婦が含まれる場合は産婦の方)で乳児家庭全戸訪問事業にて面談を受けた方

### 応援給付金の申請方法・受け取り方法

出産・子育て応援給付金は申請が必要です。「事業の流れ」の1・4の面談後、電子申請にて各応援給付金の対象者が申請してください。また、書面による申請を希望される場合は、子ども育成課までお問合せください。なお、書面による申請の場合は、支給事務の都合上、支給時期が遅くなりますのでご了承ください。応援給付金は各申請時に指定された口座へ振り込みます。

### 申請の際に必要なもの

電子申請の場合は、次の①②の写真データを添付してください。書面での申請の場合は、書類の写しを提出してください。

①官公署が発行し、本人の写真が添付された本人であることを確認するための書類  
(マイナンバーカード【顔写真のある表面のみ】、住民基本台帳カード、パスポート、運転免許証等いずれか1枚)

※通知カード(紙製・顔写真の記載がないもの)は本人確認書類として使用できません。

②応援給付金の振り込み先の通帳・キャッシュカード等名義人・口座番号を確認できるもの  
(申請者本人名義のもの)

詳細・給付金の申請はこちら→



裏面もご確認ください

## 堺市からのお願い

- ・妊産婦の方等のお気持ちや健康状態等を的確に把握させていただけるよう、**対面での面談**を原則とさせていただきます。
- ・妊娠期から子育て期にわたり切れめなく支援するため、必要に応じて、堺市が把握した情報（※5）及び他市町村、医療機関、相談支援機関等が把握した情報を相互に確認・共有させていただく場合があります。

※5 関係機関と共有する情報は、妊娠状況や妊産婦健康診査受診状況・産後ケア事業利用状況・伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や相談の内容等です。

## 乳児家庭全戸訪問について

- ・①『こんにちは赤ちゃん訪問（保育士等）』か②『新生児訪問（保健師・助産師）』のどちらかの訪問があります。出生届出後からおおよそ生後4ヶ月頃までに、①保育士等もしくは②保健師・助産師のいずれかがご自宅を訪問し、子育てに関する情報提供や相談等を行います。

乳児家庭全戸訪問事業  
ホームページ→



## 妊娠・出産・子育てに関するご相談

(お住いの区にお問合せください 月～金(祝日除く) 9:00～17:30)

### 保健センター

- 堺保健センター 堺区南瓦町3-1(堺区役所内)  
TEL 072-238-0123 FAX 072-227-1593
- 中保健センター 中区深井沢町2470-7(中区役所内)  
TEL 072-270-8100 FAX 072-270-8104
- 東保健センター 東区日置荘原寺町195-1(東区役所内)  
TEL 072-287-8120 FAX 072-287-8130
- 西保健センター 西区鳳東町6-600(西区役所内)  
TEL 072-271-2012 FAX 072-273-3646
- 南保健センター 南区桃山台1-1-1(南区役所内)  
TEL 072-293-1222 FAX 072-296-2822
- 北保健センター 北区新金岡町5-1-4(北区役所内)  
TEL 072-258-6600 FAX 072-258-6614
- 美原保健センター 美原区黒山782-11  
TEL 072-362-8681 FAX 072-362-8676

### 子育て支援課

- 堺区役所 子育て支援課 堺区南瓦町3-1  
TEL 072-228-7023 FAX 072-222-4801
- 中区役所 子育て支援課 中区深井沢町2470-7  
TEL 072-270-0550 FAX 072-270-8196
- 東区役所 子育て支援課 東区日置荘原寺町195-1  
TEL 072-287-8198 FAX 072-286-6500
- 西区役所 子育て支援課 西区鳳東町6-600  
TEL 072-343-5020 FAX 072-343-5025
- 南区役所 子育て支援課 南区桃山台1-1-1  
TEL 072-290-1744 FAX 072-296-2822
- 北区役所 子育て支援課 北区新金岡町5-1-4  
TEL 072-258-6621 FAX 072-258-6883
- 美原区役所 子育て支援課 美原区黒山167-1  
TEL 072-341-6411 FAX 072-341-0611

## 男性の育休が取りやすくなります

男女とも仕事と育児を両立できるように、「産後パパ育休」（出生時育児休業）や「育児休業の分割取得」が施行されています。

改正育児・介護休業法の詳細はこちら→



## グリーフケアについて

何らかの理由（流産・死産等）で妊娠が継続できなかった方へ各保健センターにて保健師等がお気持ちを聞かせていただきます。

詳細はこちら→



## マイナンバーカードのご案内

こんなに便利！マイナンバーカード

- ①本人確認書類として使える！
- ②健康保険証として使える！
- ③オンラインで行政手続きができる！



QRコード付き交付申請書（もしくは個人番号通知書）があればスマホ等から簡単に申請できます。



詳細はこちら→

マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎0120-95-0178



堺市出産・子育て応援事業に関するお問合せ先

堺市 子ども育成課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7612 FAX 072-228-8341

